

第7回臨時会

令和 2年11月30日開会

令和 2年11月30日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和2年第7回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
- 第 3 議案第43号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第44号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第46号 令和2年度小清水町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 7 議案第47号 令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第 8 議案第48号 令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第49号 令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第50号 小中学校電子黒板購入事業にかかる契約の締結について

出席議員（10名）

1番	槻間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	城綾乃君

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和2年第7回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

○議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
5番 高橋隆文議員 6番 工藤孝一議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
森浩議会運営委員長、はい4番。

○議会運営委員長（森浩君）はい、4番。それでは議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和2年第7回町議会臨時会を開催するにあたり、本日議会運営委員会を開催し、本日開催する臨時会の会期、運営等について協議をいたしました。

本臨時会の提出議案件数及び議案の内容を慎重に検討し判断いたしましたところ、本臨時会の会期は11月30日1日とすることが適当であると判断いたしました。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

教育委員会から「令和元年度教育委員会の活動状況の点検及び評価等に関する報告」を受理いたしましたので、その写しを配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。臨時町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

早いもので暦はいよいよ12月を迎え、新型コロナウイルスに翻弄された令和2年も残すところ1ヶ月となりました。例年の師走はただただ慌ただしさを感じる季節となるところでございますが、今年はこの寒冷期に入り再び新型コロナウイルスの感染が猛威を振るっている最中であり

ます。引き続き気を緩めることなく、しっかりと感染予防に努め、感染拡大が少しでも静まる年の瀬となるよう願うところであります。そうした本日、令和2年第7回臨時町議会を招集させていただきましたところ、議員のみなさまには何かとご多用の時期にも関わらず、全員のご応召を賜りここに開会できますこと厚くお礼を申し上げます。さて、本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、はじめに条例改正は令和2年人事院勧告に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正など3件、補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の他、9月補正予算編成以降の諸事情により必要が生じた事務、事業経費の追加などを主な内容とする各会計補正予算4件、契約の締結1件、合わせて8件でございます。各案件につきましてそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上原案につきましてご協賛くださいますようお願い申し上げ、本臨時町議会開会にあたってのあいさつといたします。

◎議案第43号 乃至 議案第45号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第43号ないし日程第5、議案第45号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます、細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました、議案第43号ないし議案第45号について、一括してご説明申し上げます。

内容につきましては、人事院勧告に準ずる期末手当の支給月の改定に伴う関係条例の改正でございます。

議案の2ページから、また、別途お配りしております資料「令和2年人事院勧告に関する条例改正概要」及び新旧対照表をご覧ください。

資料の1「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正」及び2の「小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正」につきましては、いずれも期末手当を引き下げるもので年間の支給月数を現行の4.50ヶ月から0.05ヶ月分を引き下げ、4.45ヶ月とする内容となっております。本改正につきましては本年度は6月手当がすでに支給されておりますことから、12月手当の現行支給月数から0.05ヶ月分を減じた2.20ヶ月分といたしまして、令和3年度以降につきましては6月及び12月とも2.225ヶ月とするものでございます。

次に3の「職員の給与に関する条例の改正」でございますが、一般職員の期末勤勉手当についても、特別職と同様に期末手当の支給月数を6月と12月合わせて0.05ヶ月分引き下げることとするものでございまして、今年度は特別職と同様にすでに6月手当の支給がされておりますことから、12月手当の期末手当の現行支給月数から0.05ヶ月分を減じた1.25ヶ月分とするものであり、令和3年度以降につきましては6月及び12月とも期末手当の支給月数を1.275ヶ月とするものでございます。改正する各条例の施行期日につきまして本年度分の期末手当の改定は交付の日から施行し、来年度分の期末手当の改定に係る施行期日につきましては、令和3年4月1日からの施行とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに議案第43号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第44号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第45号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号 乃至 議案第49号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、議案第46号ないし日程第9、議案第49号、令和2年度小清水町一般会計補正予算(第7号)について、令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)についてを一括して議題といたします
説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長(村上信二君) ただいま一括上程されました議案第46号ないし議案第49号、令和2年度小清水町各会計補正予算、はじめに議案第46号、令和2年度小清水町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,371万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を64億9,441万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の追加ですが、今年度末をもって契約が終了し更新を迎えます業務委託及び指定管理事業の7件の事項につきまして、学校等施設管理業務委託料は令和3年度から3カ年の期間生ゴミ堆肥化処理業務委託料以下6件につきましては、令和3年度から5カ年間の期間についてそれぞれ限度額を設定するものでございます。なお、学校等施設管理委託料に関しましては、現契約において5カ年の期間を設定しているところではありますが、近年当業務に従事される人材の確保が難しくなっていることから、関係事業者との協議によりまして契約期間を3カ年に変更としたものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出予算についてですが、各歳出科目における補正予算計上額のうち、令和2年度人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正につきましては、後ほど特別会計分も含めまして、総務課長より給与明細書にて説明がありますので、私の方からは人件費以外の補正額についてのみ説明させていただきます。

主要施策調と合わせてご覧ください。

2款総務費は1項総務管理費1目一般管理費12節委託料で、地域おこし協力隊の追加募集及び選考業務支援に係る地域おこし協力隊サポート業務委託料179万3千円追加。

次のページになります。

3款民生費は、1項社会福祉費8目介護保険対策費27節繰出金で、介護保険特別会計支弁職員

の人事異動及び人事院勧告に基づく職員手当改定分に対する一般会計からの法定繰出金115万4千円を減額計上するものでございます。

次に歳入予算ですが、11ページへお戻りください。

まず、20款諸収入4項1目雑入で、会計年度任用等定数外職員に係る社会保険等本人負担分の保険料収入131万5千円を減額計上し、19款繰越金において、財源調整分としまして、2,240万2千円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）それでは私のほうから給与費明細についてご説明をさせていただきます。

議案書17ページでございます。

まず、特別職でございますが、表の下段、比較の欄が今回の補正の内訳でございます。人事院勧告に準ずる期末手当の改定によるものでございまして、長等及び議員の期末手当、合わせまして21万2千円の減額となっております。

次のページ、一般職につきましては、(1)総括の比較の欄でございますが、給料が647万1千円の減額、職員手当が26万3千円の減額、共済費が244万円の減額で、合計917万4千円の減額となっております。内訳につきましては、下段の表に職員手当の内訳、次のページをお開き願います、こちらに増減額の明細がございます。

給料につきましては、年度途中における退職及び年度当初の人事異動等に伴う予算調整をこの度行いまして、総額647万1千円の減額。職員手当につきましては人事院勧告による期末勤勉手当が123万9千円の減額、その他の増減分といたしまして、退職、採用、昇進などの調整のほか、不足が生じる見込みである時間外手当の増加分を加え、総額で976千円の増額となっております。

次のページ、定数外職員につきましては、(1)総括の比較の欄でございますが、給料が686万3千円の減額、職員手当が293万3千円の減額、共済費が260万9千円の減額で合計1,240万5千円の減額となっております。内訳につきましては下段の表、職員手当の内訳、増減の明細が次のページにございますのでご覧いただきたいと思っております。給料及び職員手当につきましては、当初予算に対しまして再任用職員等の給与額の決定及び年度途中における定数外職員の退職等に伴う予算調整を行いまして、給料総額686万3千円、職員手当総額293万3千円の減額となっております。

参考でございますが、人事院勧告に伴う補正額につきましては、特別職と一般職及びこの後ご提案いたします特別会計等も含めると、総額で153万3千円の減額となっております。

なお、介護保険特別会計及び各事業会計の給与費明細書につきましては、一般会計と同様に人員勧告及び人事異動等による減額の調整分でございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）続きまして議案47号、令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。議案書23ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれサービス事業勘定において115万4千円を減額し、予算総額を2,836千円とするものでございます。本補正予算につきましては、令和2年人事院勧告と職員の人事異動に伴い、人件費に係る予算の補正を行うものであります。

30ページをお開き願います。

はじめに歳出予算の補正ですが、1款1項居宅介護支援事業費におきまして、居宅介護支援事業所一般職2名に係る給料、職員手当等、共済費及び退職手当組合負担金を合わせまして、115万4千円を減額とし、28ページに戻りまして、歳入予算ではその財源となる2款1項一般会計繰入金金を歳出同額の115万4千円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）続きますして議案第48号、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

第1条の収益的支出予算の補正でございますが、37万6千円を減額し、収益的支出予算の総額を2億438万3千円とするものでございます。第2条の議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正でございますが、この度の給与等の改定などに伴う職員給与費を第1条と同額減額し、補正後予算1,130万円とするものでございます。補正予算に関する説明書は35ページから43ページとなりますので後ほどご確認をお願いいたします。

支出予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので45ページをお願いいたします。

人事院勧告等給与改定及び再任用職員の勤務時間確定に伴いまして、1款簡易水道事業費用1項3目総係費において給与で29万9千円、手当で7万7千円、計37万6千円を減額するものでございます。

以上で簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きますして、議案第49号、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。議案の47ページをお開き願います。

第1条の収益的支出予算の補正でございますが、1万4千円を減額し収益的支出予算の総額を1億7,123万7千円とするものでございます。

第2条の議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正でございますが、この度の給与等の改定などに伴う職員給与費を第1条と同額減額し、補正後予算648万2千円とするものであります。補正予算に関する説明書は48ページから56ページとなりますので後ほどご確認をお願いいたします。

支出予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので58ページをお願いいたします。人事院勧告等給与改定に伴いまして1款農業集落排水事業費用1項3目総係費において手当で1万4千円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに議案第46号質疑を受けます。

はい、6番。工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。議案書の8ページになりますが、本年令和2年度で業務委託が終わって、説明がありましたとおり契約期間5年から3年ということで、作業従事者の雇用について3年にするご説明でしたが、結局期間を縮めることによって給与等の関係もあつて3年ということになると受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）学校等施設管理業務でございますので、学校公務補さんと保育所の公務補さんというかたちになります。このうち特に言われているのは保育所の人材がなかなかいないということでございまして、できれば他の業務と同じように5カ年ということでお話をしていたところでございますが、その人材の確保が5年見通せないということでございます。ですので、期間的には3年に短縮をさせていただいて、町としても今後の状況によりましては、直営から委託業務に移行した経過もございますけれども、その人材の確保の状況によっては他の手法も考えなければいけないのかなということで、この業務については3カ年に短縮をして進めてまいりたいと考えているところでございます。他の業務につきましては5年で十分可能だという判断をしておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番。工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。今質問しました学校施設業務委託についてはわかりました。つづいて2つめで、もう一点質問したいと思っておりますが、議案書の13ページの総務費、一般管理費、

時間外勤務手当264万7千円ということですが、例年このように3月までの予算が組まれておりますが、特にこの庁舎内で3月まで時間外が見込まれる課というのはどちらになるのか質問したいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）この度の補正予算の増額で、総務費の部分については260万なにがしの増額とさせていただいています。こちらについては先ほどご説明した人事異動等の部分での移動によって事業会計やら特別会計から移動してきた部分の、あと昇給昇進の部分のそれで不足が出る見込みの部分させていただいております。ご質問のあった、どこの課というのは特段偏ったかたちはないと思います。今年はコロナの関係もありまして全体的に時間外は増加傾向にあるという状況になってきております。こちらについては先ほど言った人事異動、そして今回のコロナの部分含めて見込みを予算増額させていただいているところでございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第46号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第47号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第47号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご意義ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第48号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第48号採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第49号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第49号採決いたします。
原案のとおり、決するにご意義ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご意義ないものと認めます。
よって、議案第49号原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

- 議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第50号

- 議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第50号、小中学校電子黒板購入事業に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます、西川建設課長。

- 建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました、議案第50号、小中学校電子黒板購入事業に係る契約の締結についてご説明申し上げます。

議案59ページと資料の入札及び契約状況表を合わせてご覧願います。

本件の入札につきまして、令和2年11月18日地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところでございます。入札の結果資料の方に記載のとおり、有限会社丸三佐藤家具センターが1,134万円、消費税込み金額1,247万4千円をもって落札いたしました。

以上のとおり落札者が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第50号、採決いたします。
原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご意義ないものと認めます。
よって、議案第50号原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和2年第7回町議会臨時会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前10時05分）